

=====
コンテンツ (No.14)

今回は、中国で開催された国際シンポジウムやセミナー、商標権侵害取締の状況及びWTO加盟に向けた制度改正の状況等についてお伝えします。

1. 「知的財産権と知識集約型経済」国際シンポジウム
2. 渉外専利代理事務所が増加
3. 第6回日中特許代理人セミナー
4. WIPO 専門家として特許庁商標審査官が訪中
5. 商標取締の状況 (1999年前半の概要)
6. 第2回北京ニセモノ連絡協議会
7. WTO米中合意と最近の法改正の動向
8. SIPO に新副局長就任 (王 景川氏)

1. 「知的財産権と知識集約型経済」国際シンポジウム

10月13日から15日まで、北京において、WIPO と知識産権局共催で「知的財産権と知識集約型経済」に関する国際シンポジウムが開催された。シンポジウムでは、知識集約型経済における知的財産権制度の役割強化のための政策と戦略の検討、知的財産と知識経済の関係、知識集約型経済における知的財産権制度の適切な発展のための政策と戦略、電子商取引における知的財産の関係と競争力強化のための企業における知的財産権管理、グローバルレベル、地域レベル、各国レベルにおけるIT技術を活用した知的財産管理の強化、世界的に出現しつつある知的財産権問題：知識集約型経済における関係と影響、の6つのテーマに分かれて討議が行われた。海外からはWIPOのイドリス事務局長、カストロ次長、韓国工業所有権局 Oh 局長、はじめアジア諸国から46人、ラテンアメリカ・アフリカ諸国から12人、中国からは姜局長以下約200人の関係者が参加した。

2. 渉外専利代理事務所が増加

知識産権局は7月19日付けで、15番目の渉外専利代理事務所を認可した。認可されたのは、

名称：中咨律師事務所(China Zhongzi Law Office)

住所：北京市朝陽区朝陽門外大街20号 聯合大廈901号

(Suite 901, Union Plaza, No.20 Chaowaidajie, Chaoyang District
Beijing, P.R.China)

電話：+86-10-6587-1237

Fax：+86-10-6587-1241

E-mail：zhongzis@bj.col.com.cn

である。

3．第6回日中特許代理人セミナー

中国特許協力会貴陽セミナー訪中団（団長：社本一夫弁理士）一行が10月26日、27日に貴州省貴陽市を訪れ、中国の特許代理人に対して日本の特許制度を巡る動向、日本における特許侵害訴訟の動向について講演を行った。今回のセミナーは第6回目で中華全国特許代理人協会との共催で行ったもの。会場には全国から約100人の所長クラスの特許代理人が集まり、講義の後には効果確認の試験が行われ、受講者には修了証が手渡された。

2日間の講義の中でも、牧野弁護士（元東京高裁判事）の講義には特に多数の質問者が集まり、中国の代理人の訴訟実務への関心の高さと同時に今後の日中協力のテーマとして損害賠償額の認定といった訴訟実務に関する要望が強いことを伺わせた。

訪中団一行は、貴陽市内で貴州省高級人民法院、貴陽市中級人民法院、貴州省専利管理局を訪問した後、北京を訪れ、最高人民法院、国家知識産権局を訪問した。

4．WIPO 専門家として特許庁商標審査官が訪中

日本特許庁から商標審査官の村上照美氏が WIPO 派遣の専門家として中国商標局に派遣され、11月8日から19日の2週間にわたり商標分類、審査基準、異議・無効手続き等について講義及び意見交換を行った。

日本特許庁から中国商標局への専門家派遣は今年で3年目であり、また、現在、中国では商標法の改正案が局内で検討されていることから、意見交換の内容も専門性の高いものとなった。これまでの専門家派遣は、審査部門との交流が中心であるため、今後は審判部門との交流も期待される。

5．商標取締の状況（1999年前半の概要）

中国工商報（1999年8月18日）によれば、1999年上半期、全国各級の工商行政管理機関が取り締まった各種の商標案件は合計12,411件であり、商標の標識を80,403,009セット差し押さえ、商標侵害に使用する鋳型、印刷版等の道具を1,295件差し押さえたと報道している。罰金の総額は3374.88万人民元にのぼり、被侵害者の経済損失として侵害者に208.13万元の賠償を命じた。また、15人が司法機関に移送され、刑事責任を追究されたとのことである。

そして、1999年上半期の特徴は以下のものであると論評している。

（1）商標法違反案件、特に侵害、偽称案件の数量が上昇。重大案件の数は顕著に増加。

今年上半期に摘発、処理された各種の商標法違反案件は、1998年同期に比べて961件増加（8.39%増）であった。中でも、商標侵害、偽称案件は6,328件を占め、去年同期比12.94%増である。一方、その他の案件は6,083件で去年同期比4.04%増であった。また、罰金10万元以上の案件は72件で、去年の約三

倍となった。

(2) 渉外案件(外国企業関連案件)が大幅に増え、主に商標権侵害、ニセモノ案件に集中している。

今年の上半期の渉外事件は713件であり、去年の同じ時期に比べると142件増加(約25%増)となっている。その中、商標権侵害案件が690件で、商標渉外案件の約97%を占めている。これは去年同期比167件増(31.93%増)である。主な取締地域は広東省、福建省、浙江省、江蘇省、北京等の五つの省市であり、この地域だけで合計686件の取締が行われ、全体の96.2%を占めている。広東省の取締件数は399件で、全体の56%である。

(3) 流通領域商標侵害事件の数が大幅に増えた。

全国各クラスの工商行政管理機関の商標監督範囲が拡大し、商品展覧会や商品交易市场に対する商標監督が強化された。このため、広州交易会等の大規模交易会や交易市场に専門調査員が派遣され、商標権侵害の取締りが積極的に行われた。今年上半期の取締り案件の中で、「他人の商標専用権を侵害している商品の販売」及び「ニセモノの販売」の取締案件は2,511件(去年同期比26.69%増)であり、全体の39.68%を占めている。合計罰金額は583.94万元で、総罰金額の24.69%を占めている。

(4) 商標印刷管理の成果は明らかで、違法行為は抑制された

今年上半期、各地域では新聞出版署、公安部、国家工商行政管理总局の「全国印刷業に対して全面的に整理整頓する通知」、国家工商行政管理总局の「商標印刷単位を検証、非商標印刷単位を検査するための通知」が出されたため、商標印刷事業所の資格審査が再度行われ、商標印刷事業所に指定されていない工場が不法に商標等を印刷することを厳しく取締まった。このため、今年の上半期、不法に商標標識を印刷、販売する案件が1,699件取り締まりを受け、去年同期より312件増加(22.49%増)となった。没収した商標標識は16,850,712セットにのぼり、罰金額は459.1万元となった。また、他人の登録商標標識を偽造、販売する案件も599件取り締まりを受け、去年同期より49件増加(8.91%増)となった。商標標識16,434,082件(セット)取り締まった。さらに、商標権侵害に直接に使用する器具等は369件没収され、罰金額は168.6万元となった。

(5) 損失賠償額の高額化

上半期の損失賠償案件は261件あり、去年同期の2倍となった。また、損失賠償額は208.13万元で、去年同期より56.87%増加した。

6. 第2回北京ニセモノ連絡協議会

11月23日、北京において日系企業関係者約40人を集め、JETRO及び日中経済協会共催で「第2回ニセモノ対策連絡協議会」が開催された。当日は、最近の中国知的財産権の状況報告に引き続いて、CAC C(China Anti-Counterfeiting Coalition)の事務局より、CAC Cの活動概要について説明があり、さらに、コンサルタント会社の東方維新より「商品流通段階における不正商品防止方法」についてケーススタディーの紹介があった。

CACCからは、中国政府に対して協力的な立場で活動を行うとの基本方針
他、22の欧米企業からなる現在のメンバー構成と委員会組織の概要、主な
活動としてのFortune Global Forumでのプレゼンテーション、米中人材交流
プログラム、実務セミナー、中国の二セモノ問題に関する経済学的研究、政府
高官との会合などが紹介された。また、日系企業の参加も大いに歓迎する旨が
表明された。

また、コンサルタント会社の東方維新からは、中国各地における大規模専門
卸市場と不正商品流通の関係、不正商品が正規品ルートへ混入する事例、その
ような場合の対応事例等が、日系生活用品メーカーの場合を例にとって紹介が
あった。

最近の二セモノ販売店取締事例の中には、中国内での商品流通を、輸入ある
いは工場出荷以降の段階で全く管理していないため、同一販売店舗内で真正商
品と不正商品が混在しており、販売店の取締が有効に行えなかったという事例
が報告されている。一方、中国の大都市部では、「専売店」といった特定メーカ
ーの真正品だけを取り扱う店舗が設置されはじめており、不正商品排除の点で
も効果を上げている模様である。また、最近の対外経済貿易合作部の発表によ
れば、中国における外資持株会社（傘型企業）に対して、近いうちに一定の制
限の下、販売活動が許可される見込みであり、今後、商品流通形態の面からの
二セモノ対策の研究が重要度を増してくると思われる。

7. WTO 米中合意と最近の法改正の動向

11月15日に中国のWTO加盟に関する米中協議が妥結され、中国の加盟は
来年前半とも言われているが、WTOへの加盟に関連して中国の知的財産権制度
はどのように変化するのであろうか。

中国知識産権報(11月19日)に掲載されたSIPO 姜局長のインタビュー記事に
よれば、姜局長は、既に中国の法制はTRIPS協定を基本的に満足している点、
これからは中国の企業も知的財産権制度を十分活用していかないと世界的な競争に
勝ち残れなくなる点、中国内のエンフォースメントを更に確立しないと他の分野に対し
ても報復される可能性がある点をコメントしている。

現在の中国の法制度は、実用新案、意匠、商標の権利付与手続きにおける司法審査ル
ートの欠落等の点でTRIPSの要件を満足していないことは周知の事実であるが、これら
の要改正事項については、既に米中妥結以前から法改正の準備が進められている。
したがって、今回のWTO妥結によって、制度等の大幅な軌道修正はないと考えられるが、
中国政府部内に於いては、今回の妥結を機にしてエンフォースメントに対する認識が一
層高まったと考えられる。

一方、中国企業は、競争力強化の視点から、今後様々な分野ごとに大幅な整理統合を
強いられると予想されるが、その際、生産高、販売数量等が基準になって整理対象が決
定されることから、短期的には売上げ増のプレッシャーからコピー商品製造に走るメー
カーが多発するのではないかと懸念も生じる。このため、今後も不正商品の動向から
は目が離せないと考えられる。

現在、中国で動きのある知的財産関連法規は専利法、商標法、著作権法（著作権）、製品品質法、技術輸出入管理条例等であるが、最近の改正情報を整理すると以下の通りである。

(1) 専利法

改正作業は順調に進展しており、2000年には法改正ができる見込み。

(2) 商標法

商標法改正案は、現在局内で検討中であり、改正法案は未だ国務院に提出されていない模様。改正時期は2002年になる見込み。

商標局では、原産地表示等に関する技術監督局（製品品質法所管官庁）の条例（原産地域産品保護規定）との関係やその他関連分野との調整を踏まえた大規模な改正を検討している模様。このため、スケジュールがやや後ろ倒しとなったと推測されが、今回の改正では出願人の利便性向上のための改正項目が多数盛り込まれていたため、改正作業の遅れによって、一出願多区分制度の導入等も一層導入が遅れることになり、この点が懸念される。

(3) 著作権法

著作権法は、98年年末に第9回全人大常務委員会6回会議に提出されたが、ソフトウェアの保護のあり方、インターネット問題、非営利目的での録音製品の放送に対する課金問題の点でさらなる研究・調整が必要と判断され、草案が版權局に差し戻しになっている。

(4) 製品品質法

ニセモノ取締強化を目的として改正案を検討中。

(5) 技術導入管理条例

技術導入管理条例については、新しい契約法の施行を機として、対外経済貿易合作部内で改正案が研究されていたが、最近、国務院に改正案が提出された模様。

(6) 商業秘密保護法

政府部内では商業秘密保護法も検討されている模様であるが、現在のところ、単独の法律として立法するのか国務院の行政法規として取り入れるのかが未定の状況。

(7) 知的財産権税関保護条例

ニセモノ取締強化を目的として改正案を検討中。

8 . SIPO に新副局長

12月8日付の「中国知識産権報」の報道によれば、11月8日に中国共産党中央組織部は王景川（Wang Jingchuan）氏を国家知識産権局党副書記に任命し、11月24日には国務院が同氏を国家知識産権局副局長に決定した。

関係者の話によれば、王副局長は、前職が中国科学院第一副秘書長。

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1999/11/17号 (N0.13)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1999 Kazuo Seki, all rights reserved
